

京都市教育委員会告示第1号

博物館法第13条第2項の規定により、次のとおり博物館登録事項（設置者の住所及び博物館の所在地）を変更登録したため、京都市博物館の登録に関する規則第6条第2号の規定により告示します。

平成28年4月4日

京都市教育委員会

博物館の名称	変更後の設置者の住所及び博物館の所在地	変更年月日
風俗博物館	京都市下京区西中筋通六条下る住吉町50番地	平成28年1月22日

(教育委員会事務局生涯学習部)